

三重県営業本部設置要綱の一部を改正する新旧対照表（案）

改正案	現行
(趣旨) 第1条～第2条（略）	(趣旨) 第1条～第2条（略）
(組織) 第3条（略） 2～3（略） 4 本部員は、総括本部員兼営業部長、戦略企画部長、健康福祉部長、環境生活部長、地域連携部長、農林水産部長、雇用経済部長、スポーツ推進局長、南部地域活性化局長、観光局長、伊勢志摩サミット推進局長、 <u>本部員兼事業推進部長</u> 、東京事務所長、関西事務所長及び首都圏営業拠点運営総括監の職にある者をもって充てる。 5～6（略）	(組織) 第3条（略） 2～3（略） 4 本部員は、総括本部員兼営業部長、戦略企画部長、健康福祉部長、環境生活部長、地域連携部長、農林水産部長、雇用経済部長、スポーツ推進局長、南部地域活性化局長、観光局長、伊勢志摩サミット推進局長、東京事務所長、関西事務所長及び首都圏営業拠点運営総括監の職にある者をもって充てる。 5～6（略）
第4条～第6条（略） 附 則 この要綱は、平成23年7月5日から施行する。 この要綱は、平成25年7月11日から施行する。 この要綱は、平成26年4月23日から施行する。 この要綱は、平成27年5月29日から施行する。 この要綱は、平成27年6月8日から施行する。 <u>この要綱は、平成27年10月1日から施行する。</u>	第4条～第6条（略） 附 則 この要綱は、平成23年7月5日から施行する。 この要綱は、平成25年7月11日から施行する。 この要綱は、平成26年4月23日から施行する。 この要綱は、平成27年5月29日から施行する。 この要綱は、平成27年6月8日から施行する。